原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き(規制を措置した55の国・地域のうち、49の国・地域で輸入規制を撤廃、6の国・地域で輸入規制を継続)。

	規制措置の	内容/国・地域数※	国・地域名	
事故後輸入 規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域		49	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア
	輸入規制を 継続して措置	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を要求	2	ロシア、台湾
55	6	一部の都県等を対象に 輸入停 <u>止</u>	4	中国、香港、マカオ、韓国

[※] 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容/国・地域数		国・地域名		
海洋放出後 輸入停止を 措置 4	全都道府県 の水産物を 輸入停止	ロシア、(中国※)		
	10都県 の水産物等を 輸入停止	香港		
	10都県 の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ		

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃の経緯

【規制措置が撤廃された国】

2024年5月30日現在

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2011年	6月 : カナダ ミャンマー 7月 : セルビア 9月 : チリ
2012年	1月: メキシコ 4月: ペルー 6月: ギニア 7月: ニュージーランド 8月: コロンビア
2013年	3月:マレーシア 4月:エクアドル 9月:ベトナム
2014年	1月: イラク 豪州
2015年	5月:タイ 11月:ボリビア
2016年	2月:インド 5月:クウェート 8月:ネパール 12月:イラン モーリシャス

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2017年	4月 : カタール ウクライナ 10月 : パキスタン 11月 : サウジアラビア 12月 : アルゼンチン
2018年	2月:トルコ 7月:ニューカレドニア 8月:ブラジル 12月:オマーン
2019年	3月 : バーレーン 6月 : コンゴ民主共和国 10月 : ブルネイ
2020年	1月: フィリピン 9月: モロッコ 11月: エジプト 12月: レバノン UAE
2021年	1月 : イスラエル 5月 : シンガポール 9月 : 米国

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2022年	6月:英国
	7月:インドネシア
2023年	8月 : EU
	アイスランド
	ノルウェー
	スイス
	リヒテンシュタイン
2024年	5月:仏領ポリネシア

輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制

- 輸出促進法に基づき、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置(令和2年4月)。
- 「農林水産物・食品輸出本部」の下で、実行計画を策定し、輸出先国における規制に係る協議やHACCP施設 の認定等の国内対応を進捗管理。

農林水産物・食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物·食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 輸出·国際局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官(輸出本部担当)

【次長】

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長

総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁

の課長級の併任者

- ※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定
- ※ 輸出本部の庶務は農林水産省輸出・国際局輸出企画課が処理する。

基本方針の策定

・輸出先国との協議・・輸出円滑化措置(証明書発行・施設認定等)・事業者支援

実行計画(工程表)の作成・進捗管理

・米国・EU等向け輸出水産食品認定施設の認定等のスピードアップ

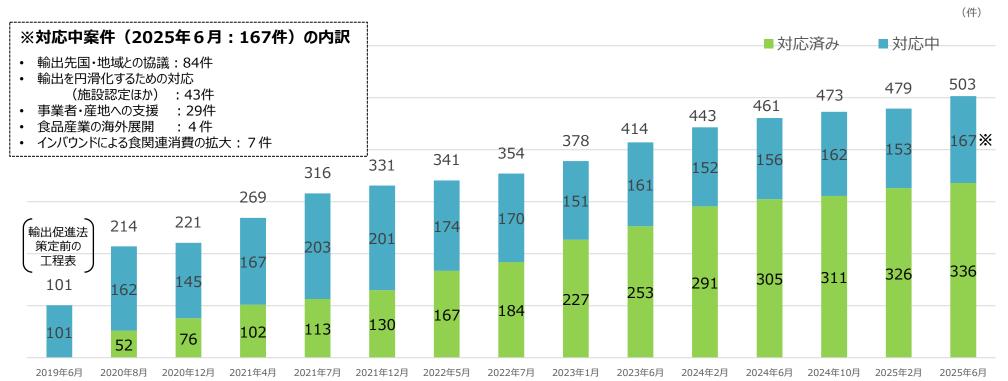
・輸出先国との協議の一体的実施

輸出解禁等に向けた協議(実行計画の推進)

- 農林水産物・食品の輸出拡大のためには、**輸出先国の食品安全等の規制への対応が最大の課題**
- 2019年から、**輸出拡大の障害となっている規制を取り除くための対応として**、各都道府県や事業者等の要望も 踏まえ、以下の項目ごとに、規制等への対応スケジュールやプロセス、担当大臣を明確にした**実行計画※を作成**。
- ①輸出先国・地域との協議への対応、②輸出を円滑化するための対応、③事業者・産地への支援に関する対応、
- ④食品産業の海外展開に関する対応、⑤インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

(※2019年6月~2020年3月:工程表、2020年4月~現在:実行計画)

輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応状況



輸出構造の強靭化

- 世界の通商環境が不透明化する中で、輸出構造を強靭化することの重要性が高まっている
- このため、農林水産業・食品産業の**生産性向上**及びブランド化等による**高付加価値化**を進める
- 未開拓の有望エリアや非日系市場などの新市場を開拓し、輸出先を多角化

生産性向上·高付加価値化

(生産性向上)

- 国際競争力の強化に向けて、低コストで生産できる輸出産地を育成
- 大規模な輸出産地の更なる発展に向け、 国内から現地まで一貫してつなぐ戦略的なサプライチェーンを構築
- 農地・園地の集積・集約化、大区画化のほか、 スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入等を推進

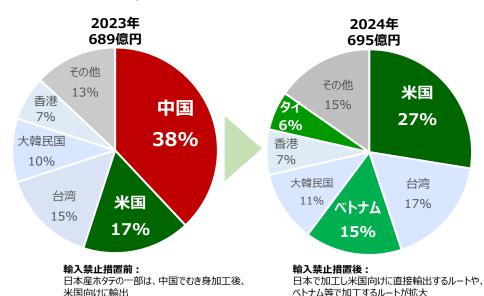
(ブランド化等による高付加価値化)

- 日本特有の品種や技術などの優れた知的財産の創出と保護・活用によるブランド化を図るため、GI、商標などによる権利化と侵害・模倣への対応を推進
- 輸出向け生産・流通体系への転換により、付加価値の高い有機農産物等の生産・輸出を拡大
- JETRO、JFOODO、認定品目団体が連携し、新たな商流構築を支援
- 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を契機として、国税庁、 日本酒造組合中央会等による認知度向上の取組を強化
- 認定品目団体は、業界一体となって、日本産品の統一マークの策定、 普及等によるジャパンブランドの構築を通じた高付加価値化を推進

輸出先の多角化

(中国等による日本産水産物の輸入禁止措置への対応)

- 中国向けの依存度が高かったホタテをはじめとして、『「水産物を守る」 政策パッケージ(2023年9月)』による輸出先の転換等を推進
- ホタテ(生鮮等)の中国向けの減少(対前年▲259億円)を
 米国、ベトナム、タイ等向けの輸出拡大でカバーし、対前年でプラス(+6億円)(こ転換



(出典) 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注:表示単位未満の端数は四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも100%とはならない。

輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手続の一本化

- ・ これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な
- ①輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化(輸出促進法第15条〜第17条) 併せて、国が行う①の一部と③について手数料納付を規定(①の一部は令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円、
- ③は令和2年4月1日以降、申請1件あたり10,400円または20,900円)。
- ・ 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手続を輸出促進法に基づく手続規程として 分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管 110本
農林水産省所管 43本
国税庁所管 1本
農林水産省·厚生労働省共管 22本

合計	1	7	6	本
----	---	---	---	---

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	
	 牛肉、家きん肉、食肉 製品、乳製品	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉 食肉製品、家きん卵 製品 水産物(ふぐ)	ミャンマー	¦ 牛肉	
	裘品、孔裘品 家きん卵及び卵製品、 ! ケーシング			メキシコ	牛肉、水産物	
EU等 	ゼラチン・コラーゲン、			ロシア	¦ 牛肉、水産物	
	i 水産物 ペットフード 	タイ	 牛肉、豚肉、青果物 	韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物	
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	; ¦ 水産物		1	
アラブ首 長 国連邦	牛肉		i 牛肉、水産物(二枚 貝)	香港	牛肉、豚肉、家きん肉 乳及び乳製品、 家をも外及び卵製品	
アルゼンチン	 牛肉 	バーレーン	 牛肉		アイスクリーム類等 水産物、モクズガニ	
インド	水産物、養殖水産動 物用飼料	フィリピン	牛肉		牛肉、家きん卵及び卵 製品	
インドネシア	 牛肉、水産物 	ブラジル	- 牛肉 水産物	台湾	乳及び乳製品、食肉 製品、水産物 (貝 類)	
ウクライナ	水産物		飲料・酢		 乳及び乳製品、水産	
ウルグアイ	牛肉	ベトナム	 牛肉、豚肉、家きん肉 ************************************	中国	物、錦鯉	
	中肉、水産物、養殖 等用飼料		¦ 水産物 		錦鯉(中国を除く) まぐろ類、めろ	
カタール	牛肉	マカオ	十内、M内、360内 	各国共通	¦原発事故関連証明書 ¦自由販売証明書、酒	
カナダ	 牛肉、水生動物	マレーシア	牛肉、水産物		類、水産動物等	



法施行後 輸出促進法に基づく手続規程に 一本化。

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- ・ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備。
- 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
- 2021年4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
- 2022年4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- ・ 2021年4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備 審查•発給 農林水産省 原発事故関連証明書 自由販売証明書 【2020年4月に追加】 衛生証明書、漁獲証明書 等 【2022年4月に追加】 国税庁 交付 原発事故関連証明書 申請 オンライン 事業者 事業者 ブラジル向け酒類に関する原産地 申請窓口 証明書 等 【2021年4月に追加】 厚生労働省 衛生証明書 等 【2022年4月に追加】 都道府県等 原発事故関連証明書 衛生証明書 等 【2022年4月に追加】

輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



- ・羽田空港での受取 羽田空港内で一部の証明書を受け取ること が可能【2021年4月~】
- ・成田空港での受取 成田空港内で一部の証明書を受け取ること が可能【2022年7月~】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進。

輸出動物検疫に係る諸外国地域との協議について(食品衛生に関する協議を含む)

- ・ 我が国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」※1に基づく輸出促進実行計画に従い輸出動物 検疫に係る協議(解禁・緩和等)を行っており、現在、17か国・地域、22件で実施中。
- ・ 実行計画の策定以降※2で、牛肉について32か国・地域、豚肉について5か国・地域、家きん肉について9か国・地域、 家きん卵について11か国・地域、牛乳乳製品について5か国・地域との間で、輸出条件に合意済み。
- ・ 諸外国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出解禁に向けた協議

輸出条件の緩和に向けた協議

輸出再開・継続に向けた協議

主な解禁・緩和等済案件※5

- 中国向け牛肉、家きん肉、 家きん卵、乳製品、ペットフ ード
- 韓国向け牛肉、ヨーグルト等
- UAE向け家きん卵
- ニュージーランド向け卵製品

- 香港向け家きん肉及び家 きん卵に関する地域主義 の適用単位の縮小
- 台湾向け家きん卵に関する地域主義※3の適用
- シンガポール向け輸出施設 の認定権限の委譲※4
- ▶ ロシア向け輸出施設の認 定権限の委譲

- ▶ 日本国内の豚熱・鳥インフルエンザ等の発生に関する、地域主義の適用の拡大及び継続
- 清浄化後の輸出再開に向けた協議
- 香港、台湾、米国、EU、シンガポール等向け牛肉の解禁
- 香港、シンガポール、マカオ、 タイ等向け豚肉の解禁と豚 熱に係る地域主義の適用
- 香港、シンガポール等向け家 きん肉及び家きん卵の解禁と 鳥インフルエンザに係る地域 主義の適用
- ➤ EU向け乳製品の解禁
- 香港、台湾、シンガポール等向け牛肉の月齢制限の撤廃

- ※1 2020年4月施行
- ※ 2 2020年4月以降
- ※3 疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念
- ※4 施設の認定・登録を相手国政府が行うのではなく、日本政府が行うことにより、事業者の負担を軽減
- ※ 5 解禁等済であっても、その後の我が国の疾病発生に伴い一定条件下又は停止となっているものも含む

輸出植物検疫に係る諸外国地域との協議について

- ・ 我が国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく輸出促進実行計画に従い※1、輸出植物 検疫に係る協議(解禁・緩和)を行っており、現在、13か国・地域、49件で実施中。
- ・ 実行計画の策定以降、10か国・地域、14件の解禁・緩和を達成。
- 諸外国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

解禁・緩和要請の準備中

米国向けぶどう

フィリピン向けかんしょ

ウズベキスタン向けキウイ フルーツの苗木

病害虫リスク評価※2中

インド向けなし

台湾向けトマト

ベトナム向けぶどう、もも、 かき

豪州向けもも

カナダ向けいちご

メキシコ向けキャベツ種子、 ハクサイ種子

インドネシア向けかんきつ類

米国向けきんかん、だいこん 、キャベツ、黒松盆栽、かん しょ

フィリピン向けぶどう、もも

タイ向けかんきつ類 (害虫調査の負担軽減、輸出 可能時期の拡大)

タイ向けすだち

インド向け生わさび

タイ向けメロン (査察制への 移行) 等

検疫条件の協議中

インド向けスギ

タイ向け玄米

中国向けぶどう

米国向けさくらの切り枝、 ゆず等かんきつ類

豪州向けメロン

米国向けりんご (臭化メチルくん蒸の撤廃)

豪州向けりんご (臭化メチルくん蒸の撤廃)

ペルー向け精米

メキシコ向けストック種子、 トルコギキョウ種子

等

解禁・緩和済

タイ向けゆず、きんかん

フィリピン向けいちご

ニュージーランド向けかんきつ類

(輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等)

タイ向けかんきつ類(薬剤処理の代替措置)

メキシコ向け精米

インド向けりんご

米国向けメロン

ベトナム向けうんしゅうみかん

豪州向けいちご

EU向け黒松盆栽 (錦松盆栽を含む)

タイ向けかんきつ類

(合同輸出検査から査察制への移行等)

米国向けなし(生産地域の拡大、品種制限の撤廃)

ブラジル向け精米 (リン化アルミニウムくん蒸の撤廃)

等

^{※1 2020}年4月の策定以降

輸出促進法に基づく適合区域の指定及び適合施設の認定

〇主要国向け輸出施設数(輸出促進法第17条)注:令和7年9月30日現在

品目	輸出先国	輸出施設数	認定主体
牛肉	アメリカ	17	厚労省
	EU等 ^{※1}	14	厚労省
	タイ	85	都道府県等
	マカオ	79	都道府県等
水産	アメリカ	616	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等 ^{※ 2}	137	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	965	厚労省、都道府県等
	ベトナム	909	都道府県

〇適合区域(輸出促進法第16条)

品目	輸出先国	指定主体			
ホタテ	EU等 ^{※2}	北海道(7海域)、青森県(2海域)			
カキ	EU等 ^{※2}	広島県(1海域)			
生きたカキ	シンガポール	宮城県、三重県、大分県、広島県、福岡県、北海道			

※1:英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタインを含む ※2:英国、スイス、ノルウェーを含む

加工食品の輸出拡大に必要な支援

加工食品クラスター

加工食品クラスターでは、食品製造業者等が連携して個社単独では難しい以下のような輸出拡大に向けた活動を実施。

複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っている。

<輸出拡大に向けた活動事例>

海外市場・規制情報等の把握

- 海外のニーズ・規制(特に添加物、包材)等の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や各種支援策の共同活用

販路開拓に向けた取組

- 国内外の見本市・展示会への参加
- 現地レストラン等での試食イベントの開催
- 小売店やレストラン等の海外バイヤーの招聘
- 地域商社等と連携したテストマーケティングの実施



ブランドの確立に向けた取組

- 有機JAS、GI、地域団体商標等を活用した輸出促進
- 地域や製法の特性を活かした商品について製造方法や 歴史等を情報発信



共同商品開発

○ 各国の現地ニーズを踏まえた商品開発

HP: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou cluster.html

有機JAS

米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、 果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売 され、その市場が拡大している。

有機同等性を活用した輸出

輸出先国との間で、有機同等性が締結されている場合、事業者は、 日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくと も、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能。



有機酒類の追加

改正JAS法(R4.10施行)に基づき、有機加工食品のJAS 規格に有機酒類を追加。

同等性発効済みの国等は以下のとおり。

カナダ(R5.8から)・台湾(R6.1から)・EU(R7.5から)・ 米国(R7.10から)・英国(R7.10から)



食品産業の海外展開による収益額の推移

○2023年の食品産業の海外展開による収益額は、対前年比8.7%増加の1.7兆円と過去最高。



- 注)食品産業の海外展開による収益額は、食品の製造業、卸売業及び小売業並びに外食産業に加えて、農林水産業並びに木材及び木材製品の製造業の海外展開による収益額を含む。
- ※1 対外直接投資収益:海外の企業への投資により子会社等から得られる配当金等及び再投資収益(海外子会社等の内部留保)
- ※2 知的財産権等使用料:特許権、著作権等の知的財産権の使用料

食品産業の海外展開に向けた施策の方向

- 食品産業の海外展開に際し、現地のニーズを踏まえた、きめ細やかなサポートを実施すべく、農水省、経産省、 ジェトロ等が連携し、**海外市場の特徴や事業ステージに応じた国内外での伴走支援**体制を構築
- 特に、海外現地において、「輸出支援プラットフォーム」の発展等により、法務・税務等に通じた海外現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化を推進

ターゲットとする 海外市場

北米・ASEANなど 主要市場

- ・日本食が普及
- ・食品企業による進出が比較的進展

インド・中東など 成長市場

・人口増加、所得向上・ビジネス環境が不透明

事業戦略の検討

(情報収集等)

現在は、グローバル・フードバリュー チェーン(GFVC)推進官民協議会 での海外市場等に関する情報発 信、ジェトロ等の相談対応等



(上記に加え)

GFVC推進官民協議会の運営について、会員企業のニーズにより的確に応えるため抜本的に見直しを行い、

- ① ビジネスミッションの派遣を引き続き実施。その際、成果の向上を図るため、事後の丁寧なフォローアップ等についてジェトロとの連携を強化
- ② 関係省庁・機関とも連携の 上、海外の市場・規制の動向等 について、中央・地方の両レベル できめ細かく発信

事業の立上げ

(現地パートナーの確保等)

現在は、ジェトロ等の国内専門家による伴走支援等

事業の拡大

(資金確保、ビジネス環境改善等)

現在は、投資前のフィージビリティスタディ (FS)への支援、公庫融資等



(上記に加え)

- ・輸出支援プラットフォームの役割の拡大等により、
- ① 主要市場を中心に、法務・税務等に通じた海外現地の専門家を配置し、各国の投資・営業規制や税務処理等への対応を支援
- ② 日系食品企業のネットワーク化を通じ、現地展開企業の横断的な要望を踏まえた相手国・地域政府への申し入れの実施
- ③ 相手国・地域の投資誘致に係る公的機関との仲介等を推進

海外展開する食品企業の日本産原材料の安定調達へのサポート

サプライチェーンモデル構築、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)、 ジェトロによる国内産地とのマッチング、JFOODOによる海外プロモーション

海外現地のコールドチェーンの構築を関係省庁と連携して推進 (投資機関との連携やコールドチェーン物流サービスの国際標準化等)

食品産業の海外展開に向けた海外現地での支援事例①(規制の明確化)

- ジェトロ・パリ事務所において、フランスでのコメ調製品(寿司、弁当、おにぎり)の販売に適用される流通規制や販売に係る許認可の内容を整理したレポートを作成・公表(2020年)
- また、おにぎり等の販売の障害となっていた商品の温度規制(4℃以下等で保存・陳列)について、当該規制の例 外として認められるために必要となる業界自主基準作成のための手引書を日本語で作成(2022年)し、現地進 出企業の規制への対応を支援





- フランスをはじめとした欧州諸国において、日本食に対する健康イメージも相まって、 従来から人気の高い寿司に加え、弁当、おにぎりなどコメを使用した食品を販売する店舗が増加しており、日本からのコメの輸出も増加傾向にある。
- ・一方、EU規制及び各国独自の上乗せ規制により、食品の保存温度を低温(傷みやすい食品は8℃以下、非常に傷みやすい食品は4℃以下)又は高温(63℃以上)に保つ必要があるため、おにぎりや弁当などは冷蔵で販売されており、日本産米の歯ごたえや常温で美味しいという長所を十分に生かすことができず、日系事業者の進出や事業拡大の障壁となっていた。
- おにぎりの常温販売を可能とするためには、業界自主基準を作成し、政府当局の 認定を得ることが必要となるが、日系事業者にとって、200ページ近くあるフランス語 のマニュアルを理解することは困難との声も出ていた。
- こうした背景の下、コメ調理品(寿司、弁当、おにぎり)のレストラン、宅配又は小売店での販売に適用されうる流通規制、販売に係る許認可の内容などについてレポートを作成・公表するとともに、常温販売のために必要となる業界自主基準作成のための手引書を日本語で作成し、現地進出企業の規制への対応を支援。

食品産業の海外展開に向けた海外現地での支援事例②(事業者サポート)

- 「輸出支援プラットフォーム」では、日系食品企業のネットワーク化等を通じ、規制等の情報共有、現地政府申入れ等により事業者に共通する課題に対応
- ジェトロでは、国内専門家による伴走支援や相談対応を我が国企業の海外ビジネス展開を業種横断的に支援。 輸出促進支援と海外展開支援の相乗効果が発揮される仕組みを検討

輸出支援プラットフォームの設置状況



現地関係者とのネットワークの構築(事例)

○ 複雑化するEUの規制への対応について、欧州各地でビジネスを展開する日系食品メーカー(約20社)との意見交換会をブリュッセルにおいて開催(第4回、2025年6月)

輸出支援プラットフォームの相談窓口(事例)

- タイ輸出支援プラットフォームでは輸入規制に関する相談の常設 窓口を設置(2023年度の相談件数:700件超)
- 2023年度からは模倣品の疑義情報にも対応し、案件に応じて 現地当局への情報提供等を実施(例:干し芋の原料について、 日本産と偽った表示が疑われたケース)

ジェトロによる支援イメージ(事例)

【小売業A社(北海道)】

○ 食品スーパーマーケット企業。ベトナムに展開する際、現地法人手続きや法規制対応のため、国内専門家による伴走支援を活用



売り場イメージ

【製麺業B社(北海道)】

- ラーメン食材 (麺・スープ) を輸出する中で、現地進出を検討。その後ドイツ・米国において、本場札幌ラーメン店のレシピやノウハウをサポートする現地法人を設立したほか、製麺工場も建設
- 輸出に取り組む中で、食品安全に関する助言を ジェトロから受けたほか、進出の際は国内専門家 による商談同行支援等を活用



商品イメージ

【水産関連C社(東京)】

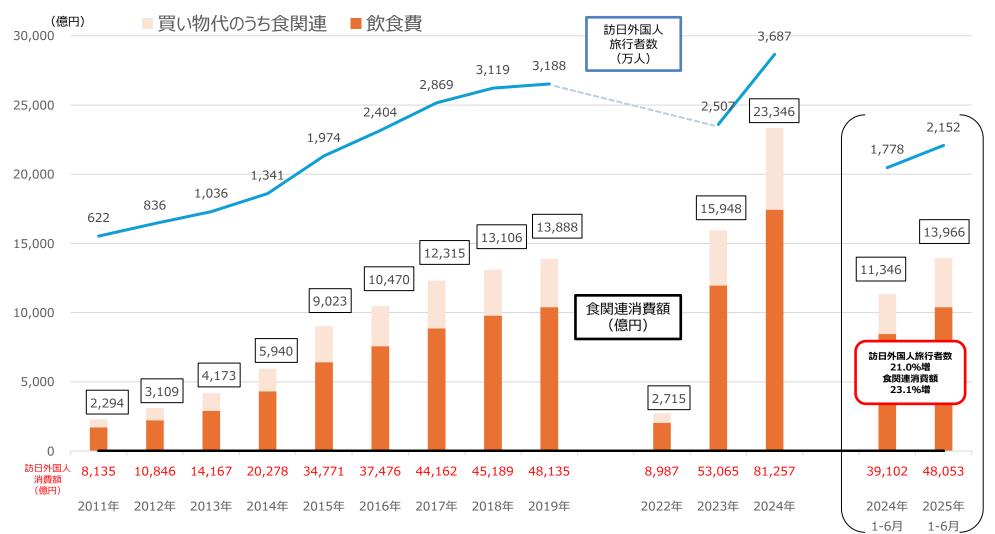
- 海外への水産物輸出を手掛けるなかで、米国ニューヨークにてシーフード和食店を2店舗展開。日本食文化の発信拠点、また自社製品(水産品・加工品)の輸出先として活用
- JFOODOによる現地プロモーションを活用したほか、国内専門家による商品開発や規制対応に係るアドバイスを活用



NYの店舗にて、自社養殖のマグロを使った解体ショーフ

「インバウンドによる食関連消費額」の推移

2024年の「インバウンドによる食関連消費額」は、対前年比46.4%増加の2.3兆円と過去最高。 2025年1-6月は、対前年同期比23.1%増加の1.4兆円。



※2025年1-3月期は第2次速報、4-6月期は1次速報

出典:観光庁「インバウンド消費動向調査」を基に農林水産省推計

インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策の方向①

- 地域の魅力ある食材や歴史・文化を**ひとつのストーリーとしてインバウンドに訴求する地域づくり**を推進しつつ、海 外への日本食プロモーション、バイヤー招へい等の輸出施策を連動
- 農水省、観光庁、国税庁、内閣官房(地方創生)等の相互連携の下、訪日外国人の**旅マエ・旅ナカ・旅アト**に **効果的にアプローチ**し、輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成

食文化・景観などのユニークで楽しい地域づくりとインバウンドの誘客(本場の日本の食を味わう)

農山漁村振興や地方創生の交付金なども活用しつつ、

- ・食材や歴史・文化を踏まえた地域のストーリーづくり
- ・地域間や輸出産地との連携による取組の広域化
- ・地域ならではの体験や食事、土産品等の磨き上げ

各省が個別に支援してきた地域における取組を パッケージ化し、

高付加価値化、滞在時間の長期化

による食関連消費を拡大

宿泊・食・体験を楽しむ農泊(農水省)



ガストロノミーツーリズム(観光庁)



酒蔵ツーリズム(国税庁)

国際空港でGFP会員が製造する食品の販売、試食だけでなく、海外現地 での販売先や工場見学に関する情報なども発信することで、旅アト消費を 拡大し、かつ次回の訪日時に地方へ訪問する動機も形成

現地での日本食材活用増

旅マエ

ジェトロ・JFOODOとJNTO等が連携し、日本産食材とともに、 地域の食文化や景観などの情報を一体的に発信(SAVOR JAPAN) し、訪日意欲を喚起



旅アト

越境ECサイトの活用や、海外の小売店・レストラン・OTAサイト等と連携し、 JFOODOの有する産地映像コンテンツの活用等により訪日リピーターの創出と 地方への誘客を促進

日本食・日本食材のファンになってもらい、GFP等により輸出拡大や 訪日リピートにつなげる



海外消費者向け日本食ポータルサイト 「Taste of Japan」での魅力発信 (JFOODO)



誘客数の増加

外国人向けに訪日意欲を喚起する 動画等のコンテンツ制作・発信 (OTNL)

インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策の方向②(関係省庁連携)

○ **関係省庁による連絡会議**を開催し、各省庁が担う以下の取組を連動させた効果的な取組の**具体的案件を組成**

農林水産省

(輸出促進施策)

- ・ JFOODO (日本食品海外プロモーションセンター) による日本食のプロモーションにおいて、産地の観光面での魅力も発信
- **認定品目団体**が、産地に海外バイヤー等を招へいして商談を行う際に、インフルエンサー等から産地の観光面での魅力も発信 (農泊・海業・食文化施策)
- 農泊地域や、海業に取り組む地域、SAVOR JAPAN地域を繋ぐ広域連携により、地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーとして提供
- JFOODOが運営する日本食文化海外発信サイト(Taste of Japan) も活用して発信

観光庁

- 外国人旅行者から需要が高い「食」を活用し、地方誘客や消費単価向上に加え、地域の周辺産業の振興など波及効果が期待されるガストロノミーツーリズムについて、地域ならではの魅力的な体験を提供するコンテンツの造成を支援
- JNTO(日本政府観光局)によるウェブサイトやSNSを活用した情報発信、ニュースレター・オンライン広告の配信、メディア招請等の幅広いプロモーションにより、日本全国に広がる多様な食・食文化の魅力を訴求

国税庁

- ・ 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録も踏まえ、日本産酒類に対する新たなファンを開拓すべく、2025大阪・関西 万博における「伝統的酒造り」のPRや、ALT(小中学校等の外国語指導助手)等を対象とした**酒蔵見学ツアー**を開催
- インバウンド向けに國酒の文化的な価値や魅力を発信する、国際空港「國酒」キャンペーンを実施(日本酒造組合中央会)
- インバウンドによる海外需要の拡大を目的とした、補助金による酒蔵ツーリズム等に取り組む酒類事業者の支援

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局

新しい地方経済・生活環境創生交付金により、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地方創生に資する取組を支援

インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組

- **農泊は**、農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、国内外の観光客を地方に呼び込みつつ長時間 の滞在や消費を促すものであり、**地域の所得向上や関係人口の創出に寄与**
- 今後は、インバウンドの農泊地域への誘客を促進しつつ、<u>農泊地域を核とした食関連消費の更なる拡大を図る</u>観点から、従来の取組に加え、地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーとして紡ぎ上げることによる(SAVOR JAPAN等とも連携)地方の持つ価値の見える化や、食の拠点化を合わせた農泊モデルづくりを推進
- これらの取組により高付加価値型の農泊を展開し、**インバウンド消費と輸出拡大の好循環を形成**

これまで

農山漁村における「しごと」づくり 移住・定住も見据えた関係人口の創出

■ 高付加価値な農泊モデルの創出



- ・農泊地域の体制整備
- ・食や景観の観光コンテンツ としての磨き上げ
- ・古民家を活用した滞在施設 の整備

【福井県小浜市】

宿泊・食事・体験コンテンツの充実

滞在時間: 長→「滞在型観光」



地域の利益の最大化

これから

インバウンドの農泊地域への誘客による 食関連消費の更なる拡大

■ 食材や歴史・文化を踏まえた地域のストーリーづくり



- ・現役海女さんの話を聞くことができる 食事体験など、「海女文化」を背景 とした地域の魅力ある食材や歴史・ 文化を一つのストーリーとして提供
- ・インバウンド旅行客等が、SNS等で 日本の食文化等の魅力を発信

【三重県鳥羽市:日本農業遺産地域】

農泊地域間やSAVOR JAPAN等との広域連携

滞在時間: さらに長 → 「滞在型観光」+「食関連消費の拡大」



インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組事例

- 調査・分析事業を実施し、①インバウンドや海外現地における食関連行動や各種日本食・日本産品への需要動向、②食関連消費のトレンドを踏まえた日本食・日本産品への需要を拡大していくポイントを提示
- 今後、更に調査検討を進め、輸出拡大との好循環の形成も念頭に、政策課題と対応方向を取りまとめる考え

インバウンドによる食需要・消費の実態調査(農林水産省)

• オンライン旅行代理店サイト(Klook)、クレジットカードデータ(mastercard)を用いた需要動向調査、事業者等(観光ガイド事業者、業界団体、食品メーカーなど)へのヒアリング調査を実施



- インバウンド消費は既に有名な一部の日本食(焼肉、しゃぶしゃぶ、 寿司など)へ集中
- 裾野拡大に向けては"ブリッジ機能"を活用し、認知の低い日本食に もチャレンジしてもらうことが必要
- ※ブリッジ機能・・・インバウンドの消費行動を日本食の消費へ促す要素

▼ブリッジ機能の例

人の重要性

任意の日本食を経験したことがない人にとっては、"未知の食べ物"となって しまうことから、信頼できるインフルエンサー、友人、ガイドのおすすめ情報を 通じて食への探求心を喚起できる。

体験・ストーリーの重要性

旅行需要において"コト消費"のプレゼンスが増す中、食の体験や背景といったストーリーをセットにし、日本語がわからないインバウンド向けにも魅力や付加価値の向上を図ることができる。

わかり易い訴求観点の重要性

商品名、パッケージなどビジュアル(IPコンテンツの活用を含む)、内容物(動物性原材料)、複雑な調理行程の要否など、より直感的な観点の訴求。

インバウンドと輸出が連動した事例(ヤマロク醤油の取組)

- ヤマロク醤油は、香川県小豆島にて木桶を使って醤油を醸造する企業
- 醸造所見学がインバウンド向けの観光資源となっている
- 情報発信→工場見学→商談という流れを作り、インバウンドを通じて、 国内にいながら、海外販路を新規開拓



ヤマロク醤油の木桶



醸造所の見学をしている様子

▼ブリッジ機能との対応

情報発信

木桶仕込みという伝統的な製法、木桶職人復活プロジェクト(桶づくりの 技術を共有し、木桶職人を増やすことを目指す活動)を海外メディア (CNN、BCC、ウォールストリートジャーナル、Netflix)で発信。

工場見学

現地に来て、伝統的な醸造現場を見てもらう。訪日外国人観光客に木桶で仕込む様子を見学してもらい、醤油の魅力だけでなく、歴史的な経緯を含めてPR。

認知度の向上

商品ラベルにQRコードを付け、リンクから商品を学び、「木桶仕込み醤油 = プレミアム醤油」の浸透を図る。海外では、醤油の原材料が大豆という ことを知られていないため、ヴィーガン認証を取得。

農林水産物・食品の輸出促進

【令和7年度予算概算決定額 12,355(10,167)百万円】 (令和6年度補正予算額 39,095百万円)

<対策のポイント>

農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進するため、海外の規制・ニーズに対応した 生産・流通体系への転換を図る「供給力向上の取組」と現地系レストラン・スーパー等の新市場開拓を図る「需要拡大の取組」を車の両輪で推進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

く事業の全体像>

供給力向上の取組

- 生産・流通を輸出に対応したものに転換 -

需要拡大の取組

- 非日系市場等の開拓、優良品種の保護・活用、各国への規制撤廃等の働きかけ-

- **国内**の生産事業者と**海外の現地**販売事業者、**両者をつなぐ国内外の商社**等で構成されるコンソーシアムが行う、 生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援【R7当初 1.0億円】 (R6補正 10億円)
- 輸出に対応した生産・流通体系への転換等を通じた大規模輸出産地の形成、 GFPを活用した産地・事業者の支援、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に 必要な施設や機器の整備等を支援【7.1億円(R6補正 69億円)】
- 改正基本法を踏まえた、食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 【48億円】
- **畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備、食肉処理施設の再編**等を支援 【12**億円(R6補正 123億円の内数**】
- 配合飼料原料の国産化、人工種苗生産施設の機能強化や養殖コストの低減対策等の取組を支援【3.0億円(R6補正 16億円の内数)】

(参考) 令和6年度補正予算でのその他関連予算

- 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基 幹施設やフールドチェーン対応制売市場施設等の整備を支援 (R6補正 55億円)
- 畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した体制(コンソーシアム)にて 実施する、商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を 支援(R6補正 15億円)
- 加工食品に関する輸出先国の規制に対応するため、食品添加物の代替利用や賞味期限延長等を促す勉強会や包材等の切替・機器導入等の取組を支援

(R6補正 1.3億円)

○ 認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携してオールジャパンで行う、現地系の スーパーやレストランなどの新市場の開拓、インバウンドによる食関連消費の拡大、 食品産業の海外展開等を支援

戦略的輸出事業者による認定品目団体等と連携した**日本産コメ・コメ加工品** の海外需要開拓・プロモーションや商流確保のための環境整備の取組等を支援 海外展開に係る官民・企業間の情報共有・交流の推進を図るとともに、海外現

地での物流・商流等の拠点づくりに向けた投資案件の形成を支援

【24億円(R6補正 63億円)】

- 主要な輸出先国・地域において、現地で輸出事業者等を包括的に支援する輸出支援プラットフォームの活動の促進及び現地の食品関連規制等への対応の強化等を支援【2.1億円(R6補正 13億円)】
- 輸出先国の規制等に対応した農畜水産物のモニタリング検査や国際的認証の 取得、残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定等の取組を支援援 【13億円(R6補正 10億円の内数)】
- 我が国優良品種の保護・活用に向け、育成者権管理機関の早期立ち上げ、知的財産権の取得・侵害対策、人材育成、地理的表示の活用促進等を支援 【5.3億円(R6補正 10億円の内数)】
- 日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組等を支援
 【0.2億円(R6補正 459億円の内数)】

等 80

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策



<u>輸出・国際局</u> <u>HP</u>



輸出関連予算



各種証明書· 施設認定



放射性物質に係る 規制・対応



農林水産物· 食品輸出本部



